

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 平成27年5月号(No.324)＞

◎平成26年度の消費生活相談の概要 —速報—

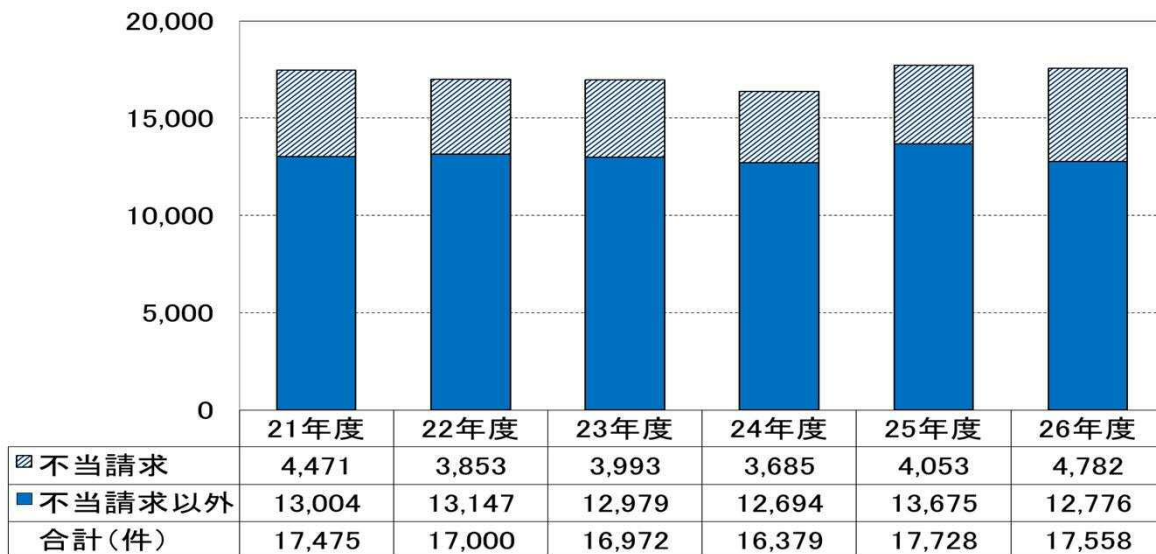
◇平成26年度に愛知県の8か所の県民生活プラザ（※）に寄せられた相談件数は17,558件となり、前年度（17,728件）に比べて1.0%（170件）減少しました。
また、アダルトサイトのワンクリック請求などの不当請求に関する相談件数は4,782件となり、前年度（4,053件）に比べて18.0%（729件）増加しました。

※愛知県では、平成27年4月1日に「愛知県消費生活総合センター」を開設したことに伴い、県民生活プラザの名称を変更しました。

詳しくはこちらをご参照ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/consult/plaza.html>

相談件数の推移



◎平成26年度に商品等別で最も多く寄せられた相談は「デジタルコンテンツ」
デジタルコンテンツに関する相談概要（P. 6～7）

◎平成26年度に増加が著しい相談は「インターネット接続回線」
インターネット接続回線に関する相談概要（P. 8～9）

◎「デジタルコンテンツ」に関する相談が全ての年代で最上位
年代別にみた相談の概要（P. 10）

愛知県県民生活部県民生活課

*この内容は、5月15日（金）午前10時から愛知県のWebページでご覧いただけます。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

または

広報誌・機関紙等への転載などに、ぜひご活用ください。

平成26年度の消費生活相談概要

－ 速 報 －

- ☆ **相談件数は減少**……………表1
平成26年度に寄せられた相談件数は、17,558件となりました。この件数は前年度(17,728件)に比べて1.0%(170件)減少しています。

- ☆ **男性からの相談が多い**……………表2
契約当事者を性別にみると、「男性」が9,175件(構成比52.3%)、「女性」が8,146件(構成比46.4%)となっています。

- ☆ **40代からの相談が最も多い**……………表3
契約当事者を年代別にみると、「40代」が3,469件(構成比19.8%)で最も多く、次いで「70歳以上」の2,697件(構成比15.4%)、「30代」の2,695件(構成比15.3%)の順となっています。
増加率の高いものをみると、「50代」が前年度比10.8%増と最も高くなっており、次いで「40代」が2.9%増となっています。また、「70歳以上」が前年度比7.6%減と最も減少しています。

- ☆ **運輸通信サービスに関する相談が増加**……………表4-1
品目別に見ると、デジタルコンテンツ、インターネット接続回線などの「運輸通信サービス」が6,347件で最も多く、次いで、電話機・電話機用品、新聞などの「教養娯楽品」の1,364件、ファンド型投資商品、生命保険などの「金融保険サービス」の1,201件の順となっています。
増加件数の多いものは、「運輸通信サービス」が前年度比727件増(6,347件)となっています。

- ☆ **「デジタルコンテンツ」に関する相談が増加**……………表4-2
商品等別にみると、「デジタルコンテンツ」が4,789件で最も多く、次いで、「インターネット接続回線」の586件、「工事・建築」の424件、「四輪自動車」の360件、「健康食品」の321件の順となっています。
また、増加件数の多いものをみると、「デジタルコンテンツ」の前年度比511件増(4,789件)、「インターネット接続回線」の同188件増(586件)、「興信所」の同125件増(188件)、「携帯電話サービス」の同46件増(312件)となっています。

☆ **通信販売に関する相談が多い**……………表5-1、表5-2

店舗外取引に関する相談は11,700件で、総相談件数17,558件の66.6%を占めています。前年度(11,727件)に比べて0.2%(27件)減少しています。

このうち、「通信販売」に関する相談が7,892件で最も多く、店舗外取引に関する相談の67.5%を占め、次いで「訪問販売」の1,750件(15.0%)、「電話勧誘販売」の1,490件(12.7%)の順となっています。

また、増加件数の多いものをみると、「マルチ商法」に関する相談が、前年度比54件増(287件)となっています。

店舗外取引に関する相談を**商品等別**にみると、

◎ 「訪問販売」では、「工事・建築」が237件で最も多く、次いで「新聞」の122件、「インターネット接続回線」の115件の順となっています。

増加件数の多いものをみると、「インターネット接続回線」が前年度比46件増、「新聞」が同20件増、「工事・建築」が同19件増となっています。

◎ 「通信販売」では、「デジタルコンテンツ」が4,730件で最も多く、次いで「興信所」の111件、「健康食品」の104件の順となっています。

増加件数の多いものをみると、「デジタルコンテンツ」が前年度比491件増、「興信所」が同72件増、「財布類」が同5件増、「化粧品」が同4件増となっています。

◎ 「電話勧誘販売」では、「インターネット接続回線」が307件で最も多く、次いで「ファンド型投資商品」の98件、「公社債」の91件の順となっています。

増加件数の多いものをみると、「インターネット接続回線」が前年度比115件増、「興信所」が同52件増となっています。

◎ 「マルチ商法」では、「健康食品」が58件で最も多く、次いで「化粧品」の38件、「浄水器」の24件の順となっています。

増加件数の多いものをみると、「浄水器」が前年度比18件増、「化粧品」が同16件増、「ファンド型投資商品」が同15件増、「ミネラルウォーター」が同3件増となっています。

◎ 「送りつけ商法」では、「健康食品」が8件で最も多く、次いで「カレンダー」の7件、「単行本」の3件、「化粧品」及び「鮮魚」の2件の順となっています。

◎ 「訪問購入」では、「四輪自動車」が17件で最も多く、次いで「指輪」の10件、「ネックレス」及び「着物類」の9件、「靴」の7件の順となっています。

増加件数の多いものをみると、「靴」が前年度比7件増、「着物類」が同5件増、「ネックレス」が同2件増となっています。

表1 県民生活プラザ別相談件数

単位:件

区分	総件数	中央	尾張	海部	知多	西三河	豊田加茂	東三河	新城設楽
26年度	17,558	8,223	1,665	1,027	1,436	2,815	509	1,538	345
構成比(%)	(100.0)	(46.8)	(9.5)	(5.8)	(8.2)	(16.0)	(2.9)	(8.8)	(2.0)
対前年同期 増減率(%)	(-1.0)	(+8.1)	(-17.3)	(-4.1)	(-2.4)	(+4.7)	(-42.7)	(-8.1)	(+9.2)
25年度	17,728	7,604	2,014	1,071	1,472	2,689	889	1,673	316
構成比(%)	(100.0)	(42.9)	(11.4)	(6.0)	(8.3)	(15.2)	(5.0)	(9.4)	(1.8)

表2 性別相談件数

単位:件

区分	男性	女性	団体・不明	計
26年度	9,175	8,146	237	17,558
構成比(%)	(52.3)	(46.4)	(1.3)	(100.0)
対前年同期 増減率(%)	(+4.1)	(-5.5)	(-18.3)	(-1.0)
25年度	8,814	8,624	290	17,728
構成比(%)	(49.7)	(48.6)	(1.7)	(100.0)

表3 年代別相談件数

単位:件

区分	未成年	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
26年度	808	1,997	2,695	3,469	2,325	2,281	2,697	1,286	17,558
構成比(%)	(4.6)	(11.4)	(15.3)	(19.8)	(13.2)	(13.0)	(15.4)	(7.3)	(100.0)
対前年同期 増減率(%)	(-4.3)	(-0.3)	(-5.7)	(+2.9)	(+10.8)	(+1.0)	(-7.6)	(-6.5)	(-1.0)
25年度	844	2,003	2,859	3,372	2,098	2,258	2,918	1,376	17,728
構成比(%)	(4.8)	(11.3)	(16.1)	(19.0)	(11.8)	(12.7)	(16.5)	(7.8)	(100.0)

表4-1 品目別相談件数

単位:件

区分	商品計	主なもの			サービス計	主なもの				他の相談計	計
		教養 娯楽品	被服品	住居品		運輸通信 サービス	金融保険 サービス	教養娯楽 サービス	保健福祉 サービス		
26年度	6,299	1,364	887	776	11,122	6,347	1,201	641	514	137	17,558
構成比(%)	(35.9)	(7.8)	(5.1)	(4.4)	(63.3)	(36.1)	(6.8)	(3.7)	(2.9)	(0.8)	(100.0)
対前年同期 増減数	(-704)	(-10)	(-154)	(-2)	(+544)	(+727)	(-339)	(+11)	(-13)	(-10)	(-170)
25年度	7,003	1,374	1,041	778	10,578	5,620	1,540	630	527	147	17,728
構成比(%)	(39.5)	(7.8)	(5.9)	(4.4)	(59.7)	(31.7)	(8.7)	(3.6)	(3.0)	(0.8)	(100.0)

※主な商品等 教養娯楽品…電話機・電話機用品160件、新聞144件、パソコン107件、音響・映像機器95件など
被服品…財布類87件、靴68件、ネックレス61件、婦人用バッグ58件、運動ぐつ57件など
住居品…布団類115件、浄水器113件、洗浄剤等32件、ルームエアコン30件、いす類28件など
運輸通信サービス…デジタルコンテンツ4,789件、インターネット接続回線586件など
金融保険サービス…ファンド型投資商品199件、生命保険159件、フリーローン・サラ金143件など
教養娯楽サービス…旅行代理業51件、コンサート45件、スポーツ・健康教室42件など
保健福祉サービス…エステティックサービス191件、医療サービス69件、老人ホーム47件など

表4-2 商品等別相談件数

単位:件

区分	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
26年度	デジタルコ ンテンツ	インターネット 接続回線	工事・建築	四輪自動車	健康食品	携帯電話 サービス	修理サービス	ファンド型投 資商品	エステティク サービス	興信所	
		4,789	586	424	360	321	312	203	199	191	188
対前年同期 増減数		(+511)	(+188)	(-37)	(-68)	(-396)	(+46)	(-30)	(-154)	(-17)	(+125)
25年度	デジタルコ ンテンツ	健康食品	工事・建築	四輪自動車	インターネット 接続回線	ファンド型投 資商品	携帯電話 サービス	修理サービス	エステティク サービス	公社債	
		4,278	717	461	428	398	353	266	233	208	194

※この他、商品(サービス)を特定できないものを分類した「商品一般」が900件あります。

※デジタルコンテンツとは、インターネットを通じて得られるアダルトサイトや出会い系サイトなどの情報のことです。

表5-1 店舗外取引に関する相談件数

単位:件

区分	訪問販売	通信販売	電話勧誘販売	マルチ商法	送りつけ商法	訪問購入	その他無店舗	計
26年度	1,750	7,892	1,490	287	39	103	139	11,700
構成比(%)	(15.0)	(67.5)	(12.7)	(2.5)	(0.3)	(0.9)	(1.1)	(100.0)
対前年同期増減率(%)	(-2.9)	(+6.3)	(-22.4)	(+23.2)	(-47.3)	(-5.5)	(-15.2)	(-0.2)
25年度	1,802	7,425	1,920	233	74	109	164	11,727
構成比(%)	(15.4)	(63.3)	(16.4)	(2.0)	(0.6)	(0.9)	(1.4)	(100.0)

表5-2 店舗外取引に関する相談の商品等別件数

(1) 訪問販売

単位:件

区分\順位	1	2	3	4	5
26年度	工事・建築 237	新聞 122	インターネット接続回線 115	テレビ放送サービス 102	ソーラーシステム 77
対前年同期増減数	(+19)	(+20)	(+46)	(+1)	(+6)
25年度	工事・建築 218	新聞 102	テレビ放送サービス 101	布団類 72	ソーラーシステム 71

(2) 通信販売

単位:件

区分\順位	1	2	3	4	5
26年度	デジタルコンテンツ 4,730	興信所 111	健康食品 104	財布類 81	化粧品 76
対前年同期増減数	(+491)	(+72)	(-13)	(+5)	(+4)
25年度	デジタルコンテンツ 4,239	健康食品 117	運動ぐつ 98	婦人用バッグ 91	パソコンソフト 88

(3) 電話勧誘販売

単位:件

区分\順位	1	2	3	4	5
26年度	インターネット接続回線 307	ファンド型投資商品 98	公社債 91	健康食品 86	興信所 61
対前年同期増減数	(+115)	(-83)	(-37)	(-335)	(+52)
25年度	健康食品 421	インターネット接続回線 192	ファンド型投資商品 181	公社債 128	株 85

(4) マルチ商法

単位:件

区分\順位	1	2	3	4	5
26年度	健康食品 58	化粧品 38	浄水器 24	ファンド型投資商品 21	ミネラルウォーター 12
対前年同期増減数	(-15)	(+16)	(+18)	(+15)	(+3)
25年度	健康食品 73	化粧品 22	ミネラルウォーター 9	ファンド型投資商品 6	浄水器 6

(5) 送りつけ商法

単位:件

区分\順位	1	2	3	4	4
26年度	健康食品 8	カレンダー 7	単行本 3	化粧品 2	鮮魚 2
対前年同期増減数	(-17)	(+7)	(-3)	(-3)	(0)
25年度	健康食品 25	単行本 6	化粧品 5	果実 3	鮮魚 2

(6) 訪問購入

単位:件

区分\順位	1	2	3	3	5
26年度	四輪自動車 17	指輪 10	ネックレス 9	着物類 9	靴 7
対前年同期増減数	(-1)	(0)	(+2)	(+5)	(+7)
25年度	四輪自動車 18	指輪 10	婦人洋服 9	ネックレス 7	着物類 4



デジタルコンテンツに関する相談概要



～平成26年度に商品等別で最も多く寄せられた相談～

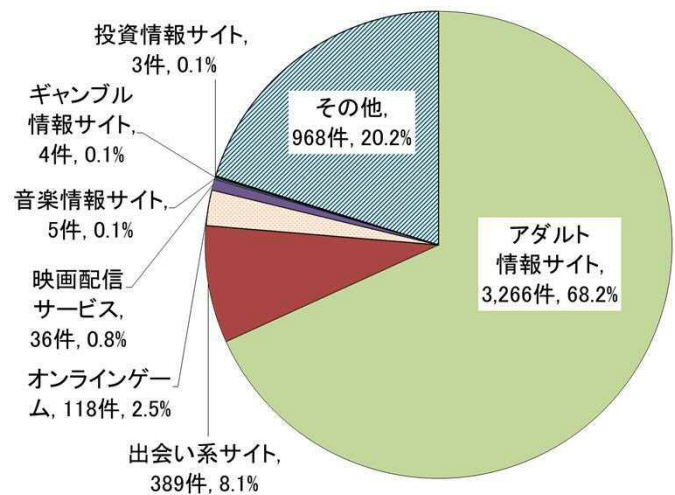
- ◇ 平成26年度に寄せられたアダルト情報サイト、出会い系サイトなどのデジタルコンテンツに関する相談件数は4,789件で前年度の4,278件に比べて11.9%（511件）増加しました。
- ◇ このうち、アダルト情報サイトに関する相談件数が3,266件と最も多く、デジタルコンテンツに関する相談全体の68.2%を占め、前年度の2,778件に比べ17.6%（488件）増加しました。
- ◇ 契約当事者の年代別では、40代が1,157件（24.2%）と最も多く、次いで30代が866件（18.1%）となりました。また、増加率の高いものでは、60代が36.4%増と最も多くなっており、次いで50代が33.0%増と、中高年の増加率が高くなりました。

【デジタルコンテンツに関する相談の状況(平成26年度)】

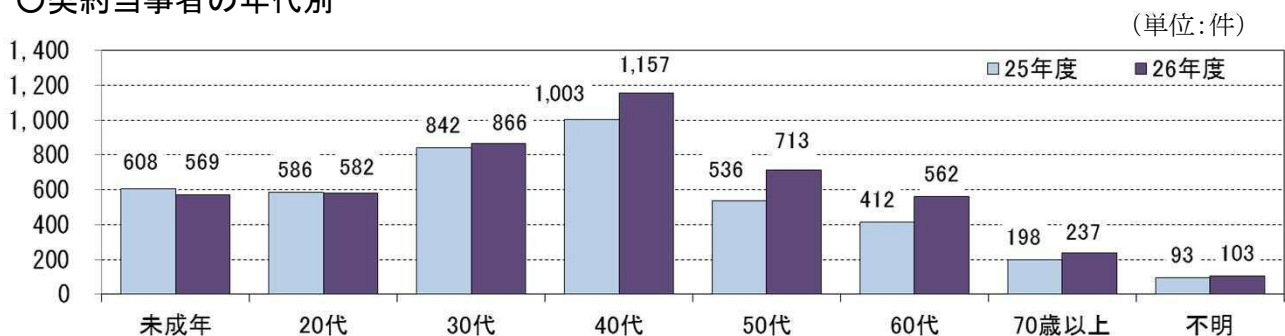
○相談件数の推移(年度別)



○相談内容の内訳



○契約当事者の年代別



○契約当事者の性別

①男性：3,063件（64.0%） ②女性：1,706件 ③不明 20件

○契約当事者の職業別

①給与生活者：2,721件（56.8%） ②無職：667件 ③学生：562件 ほか

○契約購入金額

平均：30万2千円 最高額：2億円

○既払金額

平均：7万8千円 最高額：3,500万円



相談事例

アダルトサイトのワンクリック請求で「誤作動」ボタンを押すと電話が自動発信された (30代 男性)

スマートフォンでアダルトサイトにアクセスし、「18歳以上」の確認ボタンと動画の「再生」ボタンを押したところ、「登録完了。9万6千円払え。」との請求画面が表示された。「誤作動の場合は連絡を。」と書かれたボタンを押したところ、電話が自動発信され、相手方につながる前に慌てて電話を切った。有料であると分かっていたら利用しなかった。請求金額を支払いたくない。

(助言) 有料であることが分かりやすく表示されていなかったり、確認・訂正できる画面が設けられていない場合は、契約は有効に成立しておらず、画面での請求は相手にする必要はないことを説明した。また、業者に電話番号が知られてしまった可能性があるため、今後請求の電話がかかってくる恐れはあるが、画面での請求同様相手にする必要はないことを説明した。また、知らない電話番号からの電話には安易に応じないよう助言した。

サイト利用料金の架空請求 (年代不明 女性)

以前利用した出会い系サイトで金銭被害に遭ったことがある。最近その姉妹サイトから、退会手続きがされておらず、料金が未納になっていると高額な料金を請求するメールが届いた。家まで取り立てに行くとの脅し文句もあり不安である。以前利用した出会い系サイトには個人情報伝えており、個人情報の悪用も心配である。どうしたら良いか。

(助言) 以前利用した出会い系サイトのトラブルの二次被害の可能性が高いことを説明し、メールによる請求については相手にする必要はないことを伝えた。また、事業者へは絶対に連絡しないこと、万が一明細付きの請求書が届いた場合は、再度相談することを助言した。

副業サイトから誘引された出会い系サイト (20代 女性)

「高額収入の男性の悩みを聞くだけでお礼金がもらえる。」という副業サイトに登録した。会員登録の費用として3千円、会員パス発行のために2万円、文字化け解消のために10万円、パスワード再発行のために38万円を振り込んだ。その後もメールでのやり取りをするための手続きに必要であると請求されて90万円を振り込んだ。

最近、テレビで詐欺の特集を見て、騙されているのではないかと心配になった。お礼金がもらえないのであれば、これまで支払ったお金を返金してほしい。

(助言) 副業サイトから出会い系サイトに誘導され、手数料等を請求されるトラブルについて説明し、今後は一切の接触を断つよう助言した。また、全額現金振込であったため、早急にサクラサイトの被害救済弁護団に相談するように案内した。



アドバイス

◇アダルト情報サイトなどの不当請求◇

◆有効な申込みをしていない場合、契約は成立していません。誤って「申込登録ボタン」を押したとしても、確認・訂正画面が設定されていなければ、その申込みは無効になります(電子消費者契約法第3条等)。支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に困難です。根拠のない請求は無視し、不安な場合は消費生活相談窓口へ相談しましょう。

◆業者に連絡すると、名前や電話番号などの個人情報を聞き出され、次々と請求を受けるようなケースもあります。相手には、絶対に連絡しないようにしましょう。

◆請求画面が消えない時は、「独立行政法人情報処理推進機構(IPA)」のホームページをご参照ください。(http://www.ipa.go.jp/)

◇出会い系サイト◇

◆出会い系サイトに誘引する手口としては、副業や資金援助を持ちかける「利益誘引型」、異性の相手との出会いを持ちかける「出会い型」、芸能人や悩みを抱えている人の話し相手になってほしいと持ちかける「同情型」があります。

◆知らない相手から届く不審な勧誘メールや迷惑メール等には返信せず、無視するようにしましょう。

◆詳細な個人情報を相手に伝えてしまうケースも見られますが、個人情報を伝えると新たな消費者トラブルに遭う恐れもありますので、安易に伝えないようにしましょう。



インターネット接続回線に関する相談概要

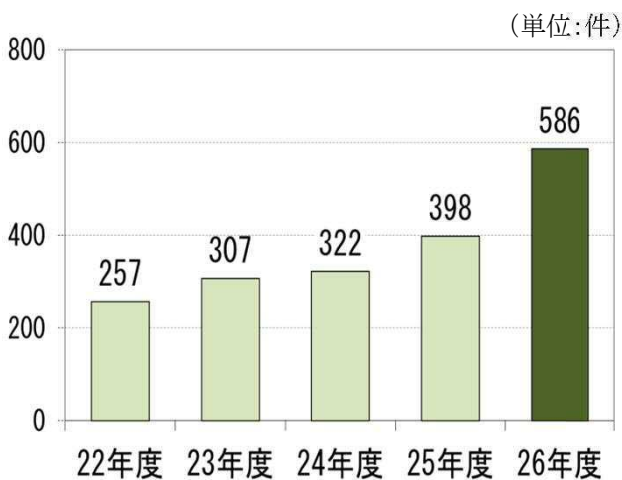


～平成26年度に増加が著しい相談～

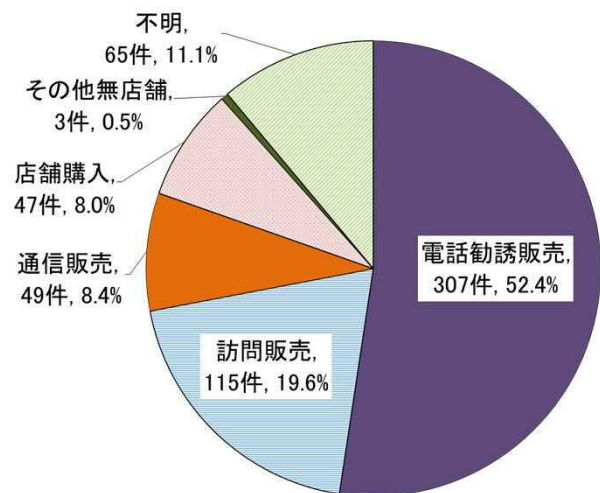
- ◇ 平成26年度に寄せられたインターネット接続回線に関する相談件数は586件で、前年度の398件に比べて47.2%（188件）増加しました。
- ◇ 販売購入形態別では、「電話勧誘販売」が307件（52.4%）と最も多く、次いで「訪問販売」が115件（19.6%）となっており、消費者が突然勧誘され、トラブルとなるケースが多くなっています。
- ◇ 相談内容では、内容を理解しないまま契約したので解約したいなどの「契約・解約」に関するものが526件と最も多く、次いで販売時の説明不足や強引な解約などの「販売方法」が409件、次いで料金が事前説明と異なるなどの「価格・料金」が131件となりました。
- ◇ 契約当事者の年代別では、60代が113件（19.3%）と最も多く、次いで40代が106件（18.1%）となりました。

【インターネット接続回線に関する相談の状況（平成26年度）】

○相談件数の推移（年度別）



○商品別比較



○相談内容別分類（※重複計上）

- ①契約・解約：526件 ②販売方法：409件 ③価格・料金：131件 ほか

○契約当事者の年代別

- ①60代：113件（19.3%） ②40代：106件 ③70歳以上：105件 ほか

○契約当事者の性別

- ①男性：390件（66.6%） ②女性：194件 ③不明：2件

○契約当事者の職業別

- ①給与生活者：253件（43.2%） ②無職：150件 ③家事従事者：87件 ほか

○契約購入金額

平均：19,000円 最高額：19万2千円

○既払金額

平均：3,400円 最高額：19万2千円



相談事例

プロバイダの変更契約と知らずに契約したため解約したい。(40代 女性)

大手電話会社の委託業者を名乗って電話があり、「インターネット利用料金が安くなるお知らせだ。手続き後2ヶ月は利用料が無料になる。」と勧誘された。大手電話会社の名前を聞いて安心し、少しでも安くなるならよいと思い申し込んだ。翌日「遠隔操作で手続きする。」と電話で説明され、指示に従って操作をすると、「月額利用料が1,200円。3年間継続しないと違約金がかかる。現在契約中のプロバイダを解約するように。」と画面に表示され、プロバイダが変更されたことに気付いた。現在契約中のプロバイダを変更するつもりはなく、利用料も現在と同額で安くなっていないため、電話で解約を申し出ると、「違約金を払わないと解約できない。」と言われた。違約金を支払わずに解約したい。どうしたらよいか。

(助言) インターネット接続回線の契約には「電気通信事業法」が適用され、電話勧誘販売であっても、特定商取引法上のクーリング・オフは適用されないことを説明した。また、事業者に対し、プロバイダ契約の変更とは知らずに契約してしまった旨を伝え、解約を申し出るよう助言した。その後、相談者より「事情を伝えたところ、違約金なしで解約することができた。」との連絡があった。

元の契約を解約するための違約金が高額なため、光回線の契約を解約したい(50代 女性)

これまでA事業者の光回線を利用してきたが、先日B事業者の代理店の営業員が来訪し、「光回線の事業者をAからBに変更するとインターネット利用料金が安くなる。A事業者の契約を解約するための違約金も当社で1万円負担する。」と勧誘された。安くなるならよいと思って契約したが、A事業者に確認したところ、解約のための違約金は予想していたより高額の3万円であることが判明した。違約金が高額であることが分かっていたらB事業者との契約はしなかったため、解約しようと思ひ、B事業者の代理店に何度も電話しているが、「担当者がいない。」「今は対応できない。」などと言われ、なかなか解約できない。工事は10日後であり、まだ着工していない。どうしたらよいか。

(助言) インターネット接続回線の契約には「電気通信事業法」が適用され、訪問販売であっても、特定商取引法上のクーリング・オフは適用されないことを説明した。ただし、通信事業者の自主基準で工事前は無条件で解約できる場合もあることを伝え、代理店に対応されないのであれば、B事業者に直接解約を申し出よう助言した。後刻、相談者から「B事業者に電話で解約を申し出たところ、事業者の自主基準により解約できた。」との連絡があった。

◆◆◆◆◆ アドバイス ◆◆◆◆◆

◆電気通信事業法の対象となる**通信サービス**は、たとえ電話勧誘販売や訪問販売であっても、特定商取引法の適用が無いため、**法律上のクーリング・オフ制度がありません**。

また、法定書面の交付が無くても、勧誘時に契約について口頭で了解していれば、その時点で契約は成立します。

突然の勧誘で契約を急がされても、安易に返事はせず、書面等でサービス内容、料金、解約の条件等を確認し、十分に検討するようにしましょう。また、**必要のない契約については、きっぱりと断る**ようにしましょう。

◆事業者による遠隔操作がトラブルにつながるケースも見られます。事業者に遠隔操作を許可することは、自分のパソコンのセキュリティを危険にさらすことにもつながりかねません。**安易に遠隔操作はさせないように**しましょう。

※パソコンの遠隔操作(例)

パソコンの遠隔操作用の無料ソフトをダウンロードし、表示されたIDとパスワードを事業者に伝えることで、自分のパソコンのデスクトップ画面を事業者のパソコンに表示し、事業者が遠隔操作やデータの転送等を行うこと。

◆通信事業者の自主基準により、一定期間内の無償解約が可能な場合があります。

事業者に相談しても解決しない場合などは、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。



年代別にみた相談の概要



～デジタルコンテンツに関する相談が全ての年代で最上位～

◇ 平成26年度に寄せられた相談内容を年代別にみると、インターネット上の情報サービスである「デジタルコンテンツ」に関する相談が全ての年代で最も多くなりました。また、20代から70歳以上までの各年代において「インターネット接続回線」に関する相談が上位となっており、インターネット関係のトラブルが多いことがうかがえます。

○商品・サービス別相談件数（平成26年度）

（単位：件）

	1	2	3	4	5
未成年 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 569 (-39)	テレビ放送 サービス 17 (+3)	健康食品 15 (+11)	携帯電話 サービス 11 (+3)	コンサート 10 (+8)
20代 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 582 (-4)	エステティッ クサービス 119 (-2)	四輪自動車 74 (-6)	インターネット 接続回線 53 (+16)	興信所 42 (+28)
30代 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 866 (+24)	インターネット 接続回線 76 (+19)	四輪自動車 69 (-21)	携帯電話 サービス 54 (-4)	工事・建築 47 (-12)
40代 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 1,157 (+154)	インターネット 接続回線 106 (+10)	四輪自動車 75 (-28)	携帯電話 サービス 71 (+1)	工事・建築 59 (-8)
50代 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 713 (+177)	インターネット 接続回線 93 (+43)	携帯電話 サービス 56 (+25)	工事・建築 52 (-10)	四輪自動車 43 (-4)
60代 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 562 (+150)	インターネット 接続回線 113 (+43)	工事・建築 87 (-16)	健康食品 52 (-42)	修理サービス 38 (±0)
70歳以上 26年度 (対前年度増減数)	デジタル コンテンツ 237 (+39)	工事・建築 136 (+32)	健康食品 128 (-314)	インターネット 接続回線 105 (+58)	ファンド型 投資商品 101 (-74)

お困りの際には、愛知県消費生活総合センター及び各消費生活相談室又は
お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。
最寄りの消費生活相談窓口はこちらから → 0570-064-370（消費者ホットライン）

